

令和6年度 芦原支所会館売却（一般競争入札）

## 実施要領

申込受付期間 令和6年7月1日（月）～7月31日（水）

あわらし商工会

## 入札の内容

あわらし商工会では、芦原支所会館を一般競争入札で売却します。

一般競争入札とは、入札参加者が価格を競い合い、最も高い価格を付けた方に物件を購入していただく方法ですが、今回の入札は、総合評価方式にて行います。

総合評価方式とは、価格と価格以外の部分を総合的に評価して最も評価の高い事業者を落札者として決定する方式です。

これは、価格だけでなく、地域に対する貢献度と会館を尊重しながら事業に生かしていくという熱意がより高い事業者を落札者として選定することを目的としています。

入札への参加を希望される方は、この「実施要領」をよくお読みになった上で、お申し込みください。

## 売却物件の概要

施設名	あわらし商工会芦原支所会館
所 在	あわらし市二面2丁目701番地
種 類	会館
建 築 年	平成6年4月
構 造	鉄骨造陸屋根2階建
延床面積	766.68㎡（1階421.65㎡、2階345.03㎡）
備 品	附属備品として机・椅子があります。

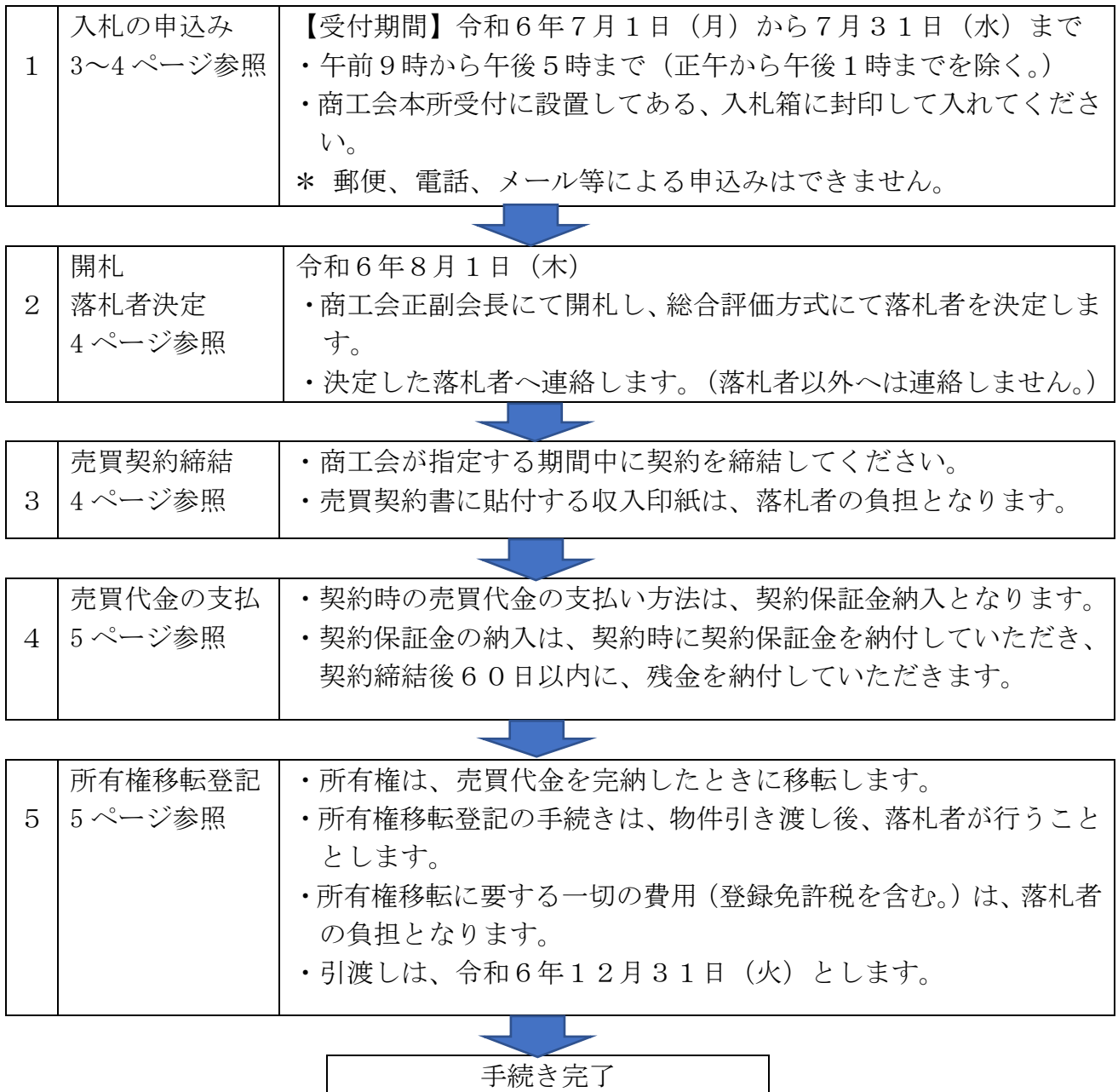
施設名	あわらし商工会芦原支所会館附属建物
所 在	あわらし市二面2丁目701番地
種 類	倉庫
建 築 年	平成6年4月
構 造	鉄骨造1階建
延床面積	78.00㎡

※物件は、雨水の浸透や能登半島地震による外壁等の損傷がありますが、引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

※芦原支所会館及び附属建物の同時売却となります。

※土地は借地となっています。（地権者2名）

## 売却の流れ



## 売却の条件

1. 落札者は、契約締結の日から5年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらの類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはいけません。また、それらの用に供する目的で、契約締結の日から5年間売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはいけません。
2. 落札者は、契約締結の日から5年間売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはいけません。

## 入札参加の申込み

### 1. 入札参加の資格

次の各事項に該当する者は、申込できません。

- (1) 本商工会員でない者。
- (2) 本商工会費を滞納している者。
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- (5) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (6) 「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者。

### 2. 共同での応募

共同事業者として複数の個人または法人が共同して応募することもできます。この場合、次の事項に留意ください。

- (1) 共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる個人または法人（以下「代表事業者」という。）を定めてください。
- (2) 共同事業者の構成する個人または法人のいずれかが、入札参加の資格を満たしていない場合は、応募することができません。
- (3) 受付後に代表事業者を変更することはできませんのでご注意ください。

## 入札参加申込方法等

### 1. 受付期間 令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（土・日・祝日を除く）

### 2. 受付場所 あわら市商工会 本所（あわら市市姫一丁目9-21）

### 3. 入札に必要な書類

- ① 入札書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 入札者概要書（様式3）
- ④ 直近2期分の決算書（写）（個人：所得税確定申告書・決算書又は収支内訳書）  
（法人：法人税確定申告書・貸借対照表・損益計算書・販管費・製造原価報告書）
  - 連名（共有）での申込みの場合は、全員について、それぞれ1通必要です。
  - 必要な書類を封筒に入れ封印のうえ提出してください。

※ 申請書は落札した場合に売買契約者となる方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入してください。

### 4. 入札書の作成方法

- ① 入札書の作成においては、黒色のボールペンか万年筆を使用してください。鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペン等の容易に消すことができるものは使用しないでください。
- ② 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ、本人の印鑑を押印してください。

- ③ 入札書の金額の記入には、算用数字（0、1、2、3・・・）を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」の文字を記入してください。

#### 5. 入札の無効

次の各事項に該当する入札は、無効となります。

- ① 入札に参加する資格のない者によりなされた入札
- ② 入札者の記名押印のない入札
- ③ 所定の入札書以外で入札したとき
- ④ 提出書類に不備がある場合
- ⑤ 誤字・脱字等により内容が不明瞭である入札
- ⑥ その他不正とみなされる入札

#### 6. 提出方法

持参により提出してください。郵送、電話、FAX、メールによる申込みはできません。

#### 7. その他

提出書類は返却いたしません。

### **落札者の決定方法**

受付終了後、あわら市商工会正副会長において入札書類を開封し、次の項目について審査及び確認し決定します。

- (1) 審査・確認は、入札書・誓約書・入札者概要書の項目について実施します。
- (2) 入札書に記載された金額が最も高い額を記載した者、かつ、入札者概要書に記載してある地域に対する貢献度や会館を尊重しながら事業に生かしていく内容を審査し、決定します。
- (3) 次に該当する場合は、失格とし、審査と確認は行いません。
  - ① 応募者が資格要件を満たさなくなった場合（共同事業者の場合、構成員のいずれかが資格要件を満たさなくなった場合を含みます。）
  - ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
  - ③ 契約の履行が困難と認められる場合

### **契約の締結**

1. 落札者との間で細目にわたる協議を行い、合意後、売却建築物の売買契約を締結するものとします。
2. 契約は、必ず「落札者」名義で契約締結してください。連名（共有）で申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
3. 契約書に添付する収入印紙及び契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担とします。
4. 落札者となったにもかかわらず契約を辞退した場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
5. 売買契約は、令和6年10月31日（木）までに締結するものとし、契約期間までに契約を締結しない場合には、落札は無効になります。

## 売買代金の支払い

落札者は、次の方法により、あわら市商工会が指定する口座に売買代金を振り込んでください。

●売買契約締結と同時に契約保証金を支払い、後日売買代金の残額を納入する

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 契約保証金支払日   | 売買契約締結日   |
| ② 契約保証金額     | 売買代金の100分の10以上（1,000円未満切り上げ）に相当する金額                       |
| ③ 売買代金残額     | 売買代金から契約保証金を差し引いた額  |
| ④ 売買代金残額支払期限 | 契約締結日から60日以内<br>(契約保証金は売買代金に充当しますので、残金を指定する口座に振り込んでください。) |

注)・売買代金が期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、契約保証金はあわら市商工会に帰属し返還できません。

・契約保証金には利子は付しませんので御了承ください。

## 所有権の移転等

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転することとします。
- (2) 売買物件の引渡しは、令和6年12月31日とし、所有権移転から引渡しまでの借受賃料は無料で御了承ください。
- (3) 所有権移転登記の手続きは、物件の引渡し後、落札者が行うこととします。
- (4) 所有権移転登記に要する登録免許税など登記に要する一切の費用は、落札者の負担となります。
- (5) 売買物件の引渡し後に発生した公租公課等は、落札者の負担とします。

## その他の注意事項

- (1) 物件の現状有姿での引渡しとなります。電柱等の移転・撤去、雑草の草刈り、工作物（擁壁、舗装など）の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体に関わらず、一切商工会は行いません。越境物がある場合についても現状有姿のままで引渡します。
- (2) 物件概要の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、申込者は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。物件調書の記載事項が現状と異なる場合は現状が優先します。
- (3) 入札者は入札後、本入札案内書、物件調書及び物件の現状等についての不明を理由として異議申し立てることはできません。現物と広告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (4) 売買物件の活用にあたっては、法令等の規則を必ず遵守してください。
- (5) 工事を行うに当たっては、近隣住民に対し、丁寧な対応を心掛け、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。
- (6) 底地の所有者は2名おりますので、必ず賃貸借契約を締結してください。

様式1

# 入 札 書

令和6年 月 日

あわら市商工会長 様

〒 ー  
申込者 住 所

氏 名 ⑩

電 話 ( ) ー

※印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。

一般競争入札による芦原支所会館の売却について、芦原支所会館売却実施要領の内容を承諾の上、関係書類を添えて入札します。

## 記

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札 価格								

※ 芦原支所会館と附属建物の合算で記入してください。

※ 消費税を含む金額を記入してください。

# 誓 約 書

令和6年 月 日

あわら市商工会長 様

申込者 住 所

氏 名

⑩

(入札書に押印した印)

私は、芦原支所会館売払の入札を申込した建物につきまして、入札の結果、私に売払いが決定された場合は、確実に買い受けます。

なお、本誓約書及び実施要領等の内容を全て承知の上申込するので、後日これらの項目に違反した場合、売払い決定が解除及び無効とされても異議申し立てしません。また、以下のことを誓約します。

また、私が誓約した内容について、貴商工会が各関係機関に対し、必要に応じて調査及び紹介をかけることに承諾します。

## 記

- 1 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者ではないこと。
- 2 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされているものではないこと。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者でないこと。また、これらの暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団員等の依頼を受けた者でないこと。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- 5 会館を購入したときに、これを上記3又は4に該当する者に、譲渡又は貸与しないこと。
- 6 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴商工会が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。



## 入札者概要書

令和6年 月 日

個人・法人名	
代表者職・氏名	
主たる所在地	〒
法人設立年月日 (個人開業日)	年 月 日
資本金等	円
従業員数	正社員（正規職員） 人 / その他 人 合計 人
主な事業内容	
売却物件の 利活用計画 地域貢献度	
担当者連絡先	氏名： 部署・役職： 電話： FAX： メール：